

## 岩倉市就学援助費事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒並びに小学校又は中学校への入学を次年度に控える者（以下「就学予定者」という。）の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資するため、岩倉市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (就学援助の対象者)

第2条 この要綱に定める就学援助の支給を受けることができる者は、岩倉市に住所を有し、岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在学する児童及び生徒並びに就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの（以下「準要保護者」という。）

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号。以下「市税条例」という。）第26条に基づく市民税の非課税

ウ 市税条例第49条に基づく市民税の減免

エ 市税条例第66条に基づく固定資産税の減免

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の保険料の免除

カ 岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）第29条に基づく国民健康保険税の減免

キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

ク 生活福祉資金による貸付け

ケ その他経済的に困窮していると教育委員会が認めた場合

### (就学援助の費目及び支給額)

第3条 就学援助の費目は、次に掲げる費目とし、その支給額（以下「就学援助費」という。）は、教育委員会が別に定める。

- (1) 学用品費等
- (2) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (3) 修学旅行費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 医療費
- (6) 学校給食費
- (7) P T A会費
- (8) 生徒会費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項第3号及び第5号の費目を対象とし、同法第12条の規定による生活扶助受給者については、前項第4号に掲げる費目を除いた費目を対象とする。

3 就学予定者については、第1項第4号に掲げる費目に限る。

（就学援助の申請）

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費受給申請書（様式第1。以下「申請書」という。）に証明書類等を添えて、教育委員会へ提出するものとする。

（就学援助の認定及び通知）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助の可否を決定後、就学援助費認定（却下）通知書（様式第2）により通知するものとする。

（支給方法）

第6条 教育委員会は、就学援助費を保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。この場合において、保護者は、その受領に関し学校長に委任することができる。

2 学校長は、就学援助費の受領の委任を受けた場合は、教育委員会から当該就学援助費を受領した後、速やかに当該費目等に充当するものとする。この場合において、残金が生じたときはこれを保護者に引き渡すものとする。

（年度途中の認定）

第7条 教育委員会は、転入学者又は災害等により年度の途中において

就学援助の認定を必要とする者については、第4条及び第5条の規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 就学援助費は、申請のあった日の属する月から支給するものとする。ただし、第3条第1項第6号に掲げる費目については、申請のあった日から支給するものとする。

3 前項に規定する支払の時期は、教育委員会が別に定める。

4 新入学児童生徒学用品費の支給は、入学年度の4月末までに申請があった場合に限る。

(報告義務)

第8条 就学援助費を受けている保護者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、就学援助を受けている保護者（以下「保護者」という。）又はその児童及び生徒並びに就学予定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定を取り消すものとする。

(1) 保護者の児童及び生徒並びに就学予定者が転出し、又は死亡したとき。

(2) 保護者が第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 保護者が偽りその他不正の手段により就学援助の認定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が就学援助を行う必要がないと認めるとき。

2 認定を取り消した場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した日の前日までとする。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条第1項の規定により認定を取り消したときは、期限を決めて既に支給した就学援助費の全部又は一部について返還させることができるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。